

令和8年涌谷町議会定例会3月会議（第9日）

令和8年3月13日（金曜日）

議事日程（第5号）

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 議案第22号 令和8年度涌谷町一般会計予算

1. 議案第23号 令和8年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計予算

1. 議案第24号 令和8年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計予算

1. 議案第25号 令和8年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計予算

1. 議案第26号 令和8年度涌谷町水道事業会計予算

1. 議案第27号 令和8年度涌谷町下水道事業会計予算

1. 議案第28号 令和8年度涌谷町国民健康保険病院事業会計予算

1. 議案第29号 令和8年度涌谷町老人保健施設事業会計予算

1. 議案第30号 令和8年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算

1. 議案第31号 損害賠償の額の決定及び和解について

1. 議案第32号 令和7年度涌谷町一般会計補正予算（第10号）

1. 議案第33号 令和8年度涌谷町一般会計補正予算（第1号）

1. 議案第34号 令和8年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

1. 議案第35号 令和8年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）

1. 議案第36号 令和8年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第1号）

1. 議発第 1号 涌谷町議会ハラスメント防止条例

1. 令和7年度請願第3号 中学校体育館への空調設備の設置及び断熱性の確保に関する請願書

1. 請願・陳情

1. 休会について

1. 散 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	一條 裕太郎 君	2番	二上 光子 君
3番	黒澤 朗 君	4番	佐々木 敏雄 君
5番	佐々木 みさ子 君	6番	稲葉 定 君
7番	只野 順 君	8番	後藤 洋一 君
10番	杉浦 謙一 君	11番	門田 善則 君
12番	竹中 弘光 君	13番	大泉 治 君

欠席議員（1名）

9番 伊藤 雅一 君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 积雄 君	副 町 長	大崎 俊一 君
総務課参事兼課長 兼デジタル行政推進室長	内藤 亮 君	企画財政課長 兼 参事	熱海 潤 君
税 務 課 長	木村 治 君	町民生活課長 兼 参事	今野 優子 君
福 祉 課 長 参事兼課長	鈴木 久美子 君	子育て支援課長	佐藤 明美 君
健 康 課 長	徳山 裕行 君	総務管理課長 兼 参事	紺野 哲 君
産 業 振 興 課 長	三浦 靖幸 君	産 業 振 興 課 長 補 佐	島 陰 日出雄 君
建 設 課 長	岩 渕 明 君	上 下 水 道 課 長	阿 部 雅 裕 君
会計管理者兼会計課長	久 道 正 恵 君	農 業 委 員 会 会 長	日 野 善 勝 君
農業委員会事務局長	荒 木 達 也 君	教 育 委 員 会 教 育 長	柴 有 司 君
教 育 総 務 課 長 兼給食センター所長	宮 まどか 君	生 涯 学 習 課 長	福 山 宗 志 君
代 表 監 査 委 員	城 口 貴志生 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	渡 邊 千 春	総 務 班 長	大 平 佳 矢
---------	---------	---------	---------

(午前11時21分)

○議長（大泉 治君） 予算審査特別委員会のご審議、大変ご苦労さまでございました。

門田委員長には、心より感謝申し上げます。

ここで、開会前にお知らせしておきます。9番伊藤雅一君から欠席の届出が出ております。

◇

◎開議の宣告

○議長（大泉 治君） 直ちに会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○議長（大泉 治君） 日程をお知らせいたします。

日程は、お手元に配った日程表のとおりでございますが、日程第10から日程第15につきましては追加で提出されましたので、日程に追加しております。

日程に入ります。

◇

◎議案第22号から議案第30号の予算審査特別委員会委員長の報告、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第1、議案第22号 令和8年度涌谷町一般会計予算から日程第9、議案第30号 令和8年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算までの9件を一括議題といたします。

予算審査特別委員会門田委員長から審査結果の報告を求めます。

○予算審査特別委員会委員長（門田善則君） それでは、審査の結果報告をいたします。

予算審査特別委員会に付託されました議案第22号 令和8年度涌谷町一般会計予算から議案第30号 令和8年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算まで9件を審査いたしました。いずれも原案のとおり可決すべきものと決しましたので、議事録を添えて報告をいたします。

以上でございます。

○議長（大泉 治君） 以上で、審査結果の報告は終了いたしました。

ただいまの予算審査特別委員会門田委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、各会計ごとの討論は既に予算審査特別委員会で行っておりますので、一括討論といたします。討論ございませんか。それでは、賛成。では、1番、賛成ですか、反対ですか。賛成。3番、賛

成ですか、反対ですか。賛成。3番（「賛成」の声あり）はい。10番、反対。6番、（「反対」の声あり）反対。6番、反対。7番、賛成。はい。

それでは、反対討論からお願いします。10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 10番杉浦でございます。

議案第22号 令和8年度涌谷町一般会計予算につきまして、反対討論を行います。

歳入におきまして、歳入には、雑入として学校給食費徴収金が大幅に減額になっております。これは、小学校・中学校の学校給食費の無償化ということで、この間、国では小学校までの学校給食費の無償化ということでしたけれども、涌谷町は町長の英断をもって中学校まで学校給食を無償化すると。そして、完全無償化ということに関しましては、その英断には評価したいと思っております。

また、総務費においては、企画費での乗り合いタクシー運行業務委託料、これが145万1,000円計上されております。町内一部の地域ではありますけれども、町民バスから乗り合いタクシーに転換するものでありまして、住民サービスの向上ということに関しましては、地域の皆さんには喜ばれるかなと思っておりますし、さらにそれが発展して、その地域だけではなくて、幅広く今後も期待したいと思っております。

また、民生費におきましては、児童福祉費に置き型の授乳室設置が計上されています。94万6,000円であります。子育て世帯のニーズに寄与するものとして、高く評価したいと思っております。

しかしながら、衛生費の放射能汚染廃棄物対策経費におきまして636万2,000円を計上されまして、これが混焼と、これまでのクリーンセンターでの混焼でありますけれども、とにかく放射能を帯びたものを燃やす、混焼するということで、一番大変だと思っているのは、やはり若い方、そして子供に対しての健康被害が非常に心配であると。特に内部被曝、これは長期にわたる内部被曝においては、健康被害というのはそういう状況にあるということは決して許されないなと思っておりますので、この議案第22号に関しまして、反対討論といたします。

以上です。

○議長（大泉 治君） 1番一條裕太郎君。

○1番（一條裕太郎君） 1番一條でございます。（「賛成と言ってもらえばいいです」の声あり）

○議長（大泉 治君） いいんだよ、いいの、いいの。だから、いいです。進めてください。

○1番（一條裕太郎君） よろしいでしょうか。はい。

では、改めまして、1番一條でございます。

私は、本予算において、賛成の立場から討論を行います。

まず、初めに、本予算編成に当たり、厳しい財政状況や多くの行政課題と向き合いながら、長期間にわたり精査と調整を重ねてこられた遠藤町長をはじめ、執行部並びに職員の皆様に対し、心から敬意と感謝を申し上げます。

令和8年度は、遠藤町長にとって2期目の集大成ともなり得る重要な年度であり、本予算案からは、町政発展のため、全力で職務を遂行していくという並々ならぬ意欲を感じたところであります。また、本年度は涌谷町第六次総合計画のスタート元年でもあります。

本町を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少など、決して容易ではありませんが、そのような中においても

限られた資産を有効活用しながら、安定的な財政基盤の構築に努めている姿勢は評価すべきものであると考えます。

篋岳篋峯寺にもゆかりのある天台宗の開祖最澄の教えに、「一隅を照らす」という言葉があります。それぞれが自らの持ち場で最善を尽くし、小さな光であっても周囲を照らしていく。その積み重ねが社会全体を明るくするという教えであります。

行政、議会、そして町民一人一人がそれぞれの立場で地域を照らしていく。その積み重ねこそが、これからの涌谷町の未来を形づくっていくものと信じております。

一方で、町が所有する施設の老朽化による大規模修繕や、医療福祉施設への拠出金など、一般会計を圧迫する構造的な課題があることも事実であります。これらは決して次世代へ先送りしてはならない課題であり、持続可能な町政運営のためにも真摯に向き合う必要があります。そのためには、町外からの資金、いわゆる外貨をしっかりと稼ぐ仕組みづくりが重要であります。

ふるさと納税のさらなる推進、民間と連携した新たな商品開発や企業誘致、さらには各種祭りやイベントを通じて地域の魅力を発信し、未来を語る機会を創出していくことも必要であると考えます。

また、涌谷大橋の通行止めに象徴されるような有事の際においても、町民の声を迅速に政策へとつなげていく体制づくりは、防災力向上の観点からも重要であり、官民一体となった取組を期待するものであります。

山積する課題と一つ一つ向き合いながら、誰一人取り残すことのない町政運営が進められることを願うものであります。それぞれが自らの持ち場で光をともし、光が重なり合うとき、黄金郷わくやの未来は文字どおり黄金色に輝くものと確信しております。その未来への期待を込め、本予算案への賛成討論といたします。

以上です。

○議長（大泉 治君） 次に、反対の6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 6番稲葉でございます。反対討論を申し上げます。

令和8年度予算は、過去に一般質問で返済不要の給付型奨学金を導入するように提案したことが盛り込まれているなど、私にとっては10年来の念願がかなう事業も入っており、そういったそのほかの評価すべき事業もこの予算編成に入っており、高く評価すべき内容ではございました。

しかし、衛生費の放射性廃棄物の焼却処分は、私の最も避けるべき手法だということであり、一昨年の全く秘密に焼却処分をしたその行為は、絶対私は容認すべきことではないのです。これは、現在も検証することができません。これは、今年度も次年度も、この混焼する事業のその手法が大きく影響していることは明らかです。あと僅かな処分量であっても、私は迎合することが決していいことだとは思っておりません。

地方自治体が政府に反旗を翻すことができないのは分かっていますが、私は一介の町議であるので自由にものが言える立場にあります。だから、本音を申し上げます。

放射性廃棄物の焼却はやめてください。低線量の被曝でも、深刻な被害が生まれることがあるんだということを知っていただきたいのです。自分の孫の世代の小児がんだったり甲状腺がんだったり、決してあってはなりません。もし、そのとき、これが焼却処理が原因だなんてことは絶対あってはなりません。私は次の世代にも、またその次の世代にも安全な環境を残したいのです。それは、できないことを言っているわけではありません。少し努力すればできることです。

よって、一般会計予算案に賛成することはできません。ということで、反対討論といたします。

以上です。

○議長（大泉 治君） 次に、賛成の3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） 3番黒澤でございます。議案第22号の令和8年度一般会計予算案に賛成いたします。

本予算案は、物価高騰への確実な対応と、町民が安心して暮らせる生活環境の整備、そして将来のまちづくりに向けた投資が適切に盛り込まれております。

まず、物価高騰対策に対して、国の物価高騰対応重点地方創生臨時交付金を活用し、生活者への影響を最小限に抑える施策が講じられており、米価高騰に伴う個人住民税の増加があるものの、家計への負担が高まる中で、小中学校の給食費無償化支援は子育て世代にとって大きな支えとなるものです。

次に、行財政運営の健全化についてです。町債が17%減少し、財政の安定化が着実に進んでおります。幼保施設の統合による管理経費の削減、町民バスの一部を乗り合いタクシーへ転換するなど、効率的で持続的な行政運営が図られております。

産業振興と地域活性化の面では、農業振興地域整備計画を策定し、新たな水田政策等を反映させ、農業の将来を見据えた取組が推進されております。また、涌谷町まち中エリア活性化ビジョンに基づき、涌谷駅を中心としたにぎわい創出を見据え、中心市街地の将来像を具体化する姿勢が示されております。空き家対策として、民間企業2社と協定を締結したことも、地域の安全性の向上に寄与するものです。

子育て、教育福祉充実も重要な柱でございます。置き型授乳室の設置により、授乳期の親子が外出しやすい環境が整備されております。さらに、子供たちが夢を追いかけることのできる給付型奨学金事業の実施は、将来への投資として大変意義深いものです。

加えて、安全・安心のまちづくりとして、防犯灯の全LED化をリース方式で進めることは、防犯対策の強化と維持管理の効率化を両立する取組であります。

以上のように、本予算案は、現在の課題に対応しつつ、将来の町の姿を見据えた内容となっております。持続可能なまちづくりに向け確かな一歩を踏み出す予算であると評価し、令和8年度一般会計予算案に賛成します。

以上です。

○議長（大泉 治君） 次に、賛成の7番只野 順君。

○7番（只野 順君） 令和8年度一般会計予算に対する賛成討論を行います。

まず、今回の予算編成に当たりまして、職員の皆様方の努力に敬意を表するものであります。

第六次総合計画に基づいて本年度予算を作成し、今後、この総合計画の下、涌谷町の将来像をつくっていくと思います。ただ、全国的にも見られるとおり人口減少で、減っていく中での予算を作成しなければならないと、なおさら自主財源が相変わらず29.9%という厳しい中での方針でございます。

このことに対して、職員の皆様方が町長と一緒に努力し、町のために、そしてやれる範囲、今回は給食費の無償化に取り組むということでありますし、その他、私が期待したいのは、町民との協働で活力あるまちづくり大賞もつくりましたので、こういったことが町全体の機運につながればいいなと思っております。今回のそういった総合計画から発生する諸課題に対しては、職員の皆様方がそれぞれその場所で努力してくれるものと信じております。今後、皆様の町、あるいは執行に対して敬意を表するとともに、一般会計の賛成討論といたし

ます。終わります。

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第22号 令和8年度涌谷町一般会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大泉 治君） 賛成多数であります。よって、議案第22号 令和8年度涌谷町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和8年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第23号 令和8年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 令和8年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第24号 令和8年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 令和8年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第25号 令和8年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 令和8年度涌谷町水道事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第26号 令和8年度涌谷町水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 令和8年度涌谷町下水道事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第27号 令和8年度涌谷町下水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 令和8年度涌谷町国民健康保険病院事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大泉 治君） 起立多数であります。よって、議案第28号 令和8年度涌谷町国民健康保険病院事業会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 令和8年度涌谷町老人保健施設事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第29号 令和8年度涌谷町老人保健施設事業会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 令和8年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大泉 治君） 起立多数であります。よって、議案第30号 令和8年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計予算は原案のとおり可決されました。



◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第10、議案第31号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） それでは、議案第31号の提案の理由を申し上げます。

本案は、涌谷町が所有する町指定記念物不動沢のけやきの3本のうち1本が倒れ、隣接する瀧澤寺奥の院の社殿及び水くみ場の上屋を倒壊・損傷させたことに関し、損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（内藤 亮君） それでは、ご説明いたします。

追加議案書1ページをお開き願います。

議案第31号 損害賠償の額の決定及び和解について

町指定記念物不動沢のけやき倒木に係る損害賠償について下記のとおり損害賠償の額を決定し、和解をするため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年3月13日提出 涌谷町長

1、相手方につきましては、遠田郡涌谷町吉住字塩柄5 宗教法人瀧澤寺 住職 太田義文様でございます。

2、和解の趣旨といたしまして、町は、相手方の瀧澤寺に対し、損害賠償金595万6,940円を支払うものとする事となっております。

3、和解の理由といたしまして、令和7年7月23日に涌谷町指定記念物不動沢のけやきの3本中1本が倒れ、相手方が所有する奥の院の社殿及び水くみ場の上屋を倒壊・損傷させたものでございます。

これにより、相手方に多大な損害を与えましたことから、損害賠償について和解しようとするものでございます。

本件につきましては、今議会の議案第5号でお認めいただきました吉住水道組合の水道タンク損傷による損害賠償の額の決定及び和解の案件と同じケヤキの木の倒木によるものでございます。

相手方の瀧澤寺とは、和解に向けた協議が整っているところでございます。

また、損害賠償金595万6,940円につきましては、全額、町が加入しております総合賠償保険から保険金として支払われるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。1番一條裕太郎君。

○1番（一條裕太郎君） 1番一條でございます。こちらの損害賠償に関しての質疑をしたいと思います。

まず、私も門田委員長にお誘いを受け、一緒に現地の視察のほうに伺わせていただきましたが、このケヤキの木1本のみならず、委員長も質疑以前されましたけれども、ほかにもまだ倒れそうな木が、この記念物の木が残っている状況であります。しかし、一方で、この瀧澤寺さんのほうで、宗教施設だということで、その宗教行事を行うために、いち早く、新しい建物を建設されたいというようなお話も伺っております。ですので、倒れそうなほかの木も早めに撤去するのかどうかということをもぜひ伺いたいと思います。

以上です。

○議長（大泉 治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福山宗志君） お答えいたします。

残りの2本の木につきましても、工事のご予定等を見ながら、町の関係部局とも調整しながら進めたいという形で申入れをしているところでございます。

○議長（大泉 治君） 1番一條裕太郎君。

○1番（一條裕太郎君） もし可能であれば、いつ頃までにそういった撤去のほうを進めたいというような趣旨があるか、ご説明いただきたいと思います。

○議長（大泉 治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福山宗志君） 具体的なまだ日取りにつきましては、日程等につきましてはまだ進んでおりませんので、簡易水道組合さん、そして瀧澤寺さん側、そして町側と、今後、日程等について検討していきたいという形でお話をさせていただいているところです。

○議長（大泉 治君） 1番一條裕太郎君。

○1番（一條裕太郎君） では、なるべく早めのこちらの撤去のほうもお願いしたいところでございます。

また、建物のことでございますが、こちらは一般的な構造物と違いまして、非常に精巧なつくりをしている、恐らく宮大工を頼まなければいけないような建設物、建物にあたるかと思えます。そこで、こういった損害賠償の金額がこれで果たして足りるのかというところの心配が出てくるかと思えますが、その辺に関して伺いたいと思います。

以上です。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（内藤 亮君） 和解に向けた協議の中ではお話しございましたけれども、一応今回のこの和解金の中で何とか建てたいというふうな相手方の意向というふうに理解しております。

○議長（大泉 治君） ほかに。3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） 3番黒澤です。

町として、この指定記念物、指定木というのは何本ぐらいあるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（大泉 治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福山宗志君） お答えいたします。

天然記念物の指定につきましては、指定件数としては16件、全て現在で20本の樹木がございます。

○議長（大泉 治君） 3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） 指定木と言う以上、かなりの年数が経過している老木と思われませんが、今後、町で点検等を行うことはあるのか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福山宗志君） お答えいたします。

指定木につきましては、天然記念物となるだけもあって、地域の古木であったり、銘木であったものが、それぞれの理由によって指定されているという形になります。これまでも常時点検等を進めていたところではあったんですけども、なおさら所有者さんなんかのご意向も聴きながら、点検のほうを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（大泉 治君） 3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） 3番黒澤です。

これから桜の季節も来ますので、交流人口も増えて、いろいろな方たちが町を訪れることと思いますので、その辺も配慮していただきまして、そういう危険な部分を事前に察知する上で、確認のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（大泉 治君） 答弁必要ないですね。（「はい」の声あり）ほかに。6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 6番稲葉でございます。

今回この記述がないので恐らく損害もなかったんだと思うんだけど、ここの中には不動明王の像があったんですね。不動明王が損壊には至らなかったという理解でよろしいのかどうなのか。また、そのほかの何か仏具等いろいろなことあったんだっけれども、そのようなものにも損壊とか損害を与えたりはしないから損害賠償しないんだと思うんですけども、確認したいと思います。

○議長（大泉 治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福山宗志君） お答えいたします。

不動尊像が社殿の中には確かに入っておりますが安置をされていたわけですが、一部、瀧澤寺さんからは、その光背と言われる後ろで火災を背負っている部分について、被害があったというふうには聴いてございます。一応、現時点では、不動尊像のほうは一度、倒木撤去の前に避難をしていただいて、瀧澤寺さんの間のほうで安置をしていただいているというところでございます。終わります。

○議長（大泉 治君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 一部何か損害あったのかなというニュアンスに受け取れるんだけど、結局はそれも含めて、今回の損害賠償の額とか和解とかに至ったという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（内藤 亮君） 今回の損害賠償額をもちまして、修繕といたしますか、そういった建て替えのほうを行うということでしたので、全部含みといたしますか、総額で一応この額ということで考えております。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第31号 損害賠償の額の決定及び和解についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第31号 損害賠償の額の決定及び和解については原案のとおり可決されました。

昼食のため休憩いたします。再開は午後1時00分といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

◇

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第11、議案第32号 令和7年度涌谷町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 雄君） 議案第32号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ120万円を減額し、総額を91億3,690万にいたすものでございます。

補正の内容でございますが、歳入では、歳出の財源でありますふるさと涌谷創生基金繰入れを減額いたし、歳

出では、農林水産業におきまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業のうち、家畜飼料高騰対策支援事業から農業水利施設管理緊急対策事業へ一部事業費予算の組替えをいたすものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

〔「説明省略」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） お諮りいたします。ただいま説明省略の声がありましたが、説明を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認め、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第32号 令和7年度涌谷町一般会計補正予算（第10号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号 令和7年度涌谷町一般会計補正予算（第10号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第33号から議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第12、議案第33号 令和8年度涌谷町一般会計補正予算（第1号）から日程第15、議案第36号 令和8年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第1号）までは、それぞれ関連がございますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） ただいま一括上程されました議案第33号から議案第36号までの提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に、一般会計、国民健康保険事業勘定特別会計、国民健康保険病院事業会計、老人保健施設事業会計の各会計におきまして、歳入歳出それぞれ増額いたすものでございます。

補正の内容でございますが、町民医療福祉センターの非常用発電設備につきまして、蓄電池等の経年劣化が著しく、有事の際に不具合となる危険がございますことから、早急に改修が必要となりましたことで、補正いたすものでございます。

歳出におきましては、各会計の費用案分となることから、それぞれ補正いたし、歳入では、工事費の財源といたしまして、一般会計では財政調整基金繰入金及び地方債を増額し、国民健康保険事業勘定特別会計では財政調整基金繰入金を増額し、国民健康保険病院では企業債を増額いたすものでございます。

なお、詳細につきましては、総務管理課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） それでは、ただいま一括上程されました議案第33号から第36号について説明いたします。

町長が提案理由で申し上げましたとおり、医療福祉センターの非常用発電設備の経年劣化が著しく、有事の際に起動しない危険性があるため、改修工事を行おうとするものでございます。

非常用発電設備は、一定程度の病院に設置が義務づけられておりまして、停電になった際に自動的に起動し電源を確保することで、医療機器などの病院機能を安定的に稼働させ、患者様、老健利用者様の安全を維持する、命に直結する重要な設備でございます。

東日本大震災の際には、涌谷町の停電期間は1週間程度でございましたが、国保病院は非常用発電設備により診療に関わる電源を確保し、災害時も医療の提供を行うことができております。

設備は毎年点検を実施しておりますが、触媒部品や制御用装置・蓄電池の交換時期が過ぎておりましたが、始動性能については検査で合格の報告がありましたので、経費節減のためもあり、状態を注視しながら更新を見送っておりました。今回の点検時にはエンジンの起動は確認できましたが、始動性能が不合格と報告されたものでございます。

状態といたしましては、保護装置試験時に警報の復旧ができなくなる状況がありまして、また、ラジエーターキャップのさび、屋上ラジエーターポンプ及び温水循環ポンプからの冷却水漏れの発生、バルブの折損により排ガス漏れも確認され、不具合事項も報告されております。

令和7年11月に点検結果が報告され、改修見積りを依頼しておりましたが、メーカーからの提出は予想以上に期間を要し、令和8年度当初予算編成時に間に合うことができず、先日、令和8年3月6日に見積書が提出されたため、申し訳ございませんが、今回追加提案として補正するものでございます。

各会計の予算計上につきましては、医療福祉センターの案分ルールに基づき計上するものでございます。

それでは、それぞれの予算について説明いたします。

まず、議案第33号 令和8年度一般会計補正予算（第1号）でございます。

予算書1ページをお願いいたします。

第1条、予算の総額に歳入歳出それぞれ173万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ81億1,205万3,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。

地方債の補正ですが、過疎対策事業の限度額を170万円増額し、8,780万円とするものでございます。

6ページ、7ページをお開き願います。

歳入、30款2項1目1節①財政調整基金繰入金ですが、財源といたしまして3万5,000円を計上するものでございます。

23款1項3目5節①過疎対策事業債170万円は、財源として起債を充当するものでございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出、4款4項1目細目2医療福祉センター管理経費14のうち、工事請負費、非常用発電設備改修工事につい

て、一般会計案分分として173万5,000円を計上するものでございます。

次に、議案第34号 令和8年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）ですが、1ページをお願いいたします。

第1条、予算総額に歳入歳出それぞれ25万7,000円を増額し、歳入歳出をそれぞれ21億8,555万1,000円とするものでございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入では、財源として、6款2項1目1節①財政調整基金繰入金25万7,000円を計上するものでございます。

8ページ、9ページをお願いします。

歳出、6款3項1目細目2施設管理経費14の①工事請負費について、国保会計案分分として25万7,000円を計上するものでございます。

続いて、議案第35号 令和8年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）ですが、予算第1ページをお開きください。

第2条におきまして、条文朗読を省略いたしますが、同条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次の表のとおり補正するものでございます。

第3条におきまして、企業債を次の表のとおり補正するものでございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

収入、3款3項1目1節企業債収入420万円は、財源として企業債、建物付帯設備整備事業を充てるものでございます。

支出、4款1項5目1節その他建設改良費424万円は、病院事業会計分でございます。

続いて、議案第36号 令和8年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第1号）ですが、予算書1ページをお願いいたします。

2条におきまして、条文朗読を省略いたしますが、同条に定めた資本的支出の予定額を表のとおり補正するものでございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

資本的支出といたしまして、4款1項5目1節その他建設改良費に、老人保健施設事業会計分19万3,000円を計上するものでございます。

各予算の説明は以上です。

非常用発電設備改修工事総額といたしましては、642万4,000円でございます。案分計算の端数の関係で各会計予算計上額合わせますと、642万5,000円としております。

緊急度の高い設備であるにもかかわらず、対応が遅れましたこと、大変申し訳ございませんでした。6月補正ではなく、追加補正とすることで、速やかに発注させていただき、台風時期など停電のリスクの高くなる時期までに改修を終えたいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終了いたしました。

これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第33号 令和8年度涌谷町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号 令和8年度涌谷町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 令和8年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号 令和8年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 令和8年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号 令和8年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 令和8年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号 令和8年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

----- ◇ -----

◎議発第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第16、議発第1号 涌谷町議会ハラスメント防止条例を議題といたします。

事務局職員に朗読させます。事務局総務班長。

○事務局総務班長（大平佳矢君） 議員提出議案1ページをお開きください。

朗読いたします。

議発第1号

令和8年3月13日

涌谷町議会議長殿

提出者	涌谷町議会議員	杉浦謙一
賛成者	同	竹中弘光
賛成者	同	黒澤朗
賛成者	同	佐々木敏雄
賛成者	同	二上光子
賛成者	同	一條裕太郎

涌谷町議会ハラスメント防止条例の提出について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び涌谷町議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

(提出の理由)

議会におけるハラスメントを防止し、議員相互及び議会に関わる全ての者の人格と尊厳を守るとともに、公正で安心して議会活動を行うことができる環境を確保するため、必要な事項を定め、制定するものである。

以上です。

○議長(大泉治君) 次に、提出者の説明を求めます。10番杉浦謙一君。

○10番(杉浦謙一君) 10番杉浦でございます。

議発第1号 涌谷町議会ハラスメント防止条例につきまして説明いたします。

近年、社会全体においてハラスメントに対する意識が高まる中、議会においても、公正で自由闊達な議論を保障しつつ、いかなるハラスメントも許さない姿勢を明確にすることが求められています。

とりわけ、議員間の関係や議員と職員との関係においては、立場や影響力の差が生じ得ることから、適切なルールと手続を整備し、未然防止及び適切な対応を図る必要があります。

本条例は、ハラスメントの定義を明らかにするとともに、防止に向けた議員や議長の責務、事実関係把握のための調査及び措置等について定めることにより、安心して議員活動が行える環境を整備し、もって町民から信頼される議会の実現に資することを目的として制定しようとするものであります。

議発第1号資料で説明いたしますので、ご参照ください。

第1条、目的であります。

議員及び職員が個人の尊厳を尊重され、良好な職場環境を確立するため、議員によるハラスメントを防止し、町政の円滑な運営につなげ、公正・公平・透明で信頼される議会を実現することを制定しております。

第2条は、定義でありまして、ハラスメントの定義を規定しております。

第3条です。議員の責務です。議員の責務について制定をしております。

1、町民の代表者である議員の責務として、人権侵害に当たるハラスメントの防止に努める義務があることを規定しています。

2、議員は、自らの行為がハラスメントの疑いがあると他者から疑われたときは、誠実な態度で説明責任を果たすことを規定しています。

3、議員がハラスメントのおそれのある行為を見聞きした場合、当該議員に慎むよう指摘し、速やかに議長に

報告する義務を規定しています。

第4条、議長の責務です。

議長は、ハラスメントの防止に努め、ハラスメント行為があった場合は迅速に対応することを規定しています。

第5条です。議長職務の代行です。

議長及び副議長の双方が調査の対象となったときは、年長の議員がその職務を行うことを規定しています。

第6条は、研修等です。

議長は、条例の目的を達成するために、議員を対象としたハラスメントに関する必要な研修等を実施しなければならないことを規定しています。

第7条です。事実関係の把握等です。

議長の責務として、議員からのハラスメントに関する相談や申出があったときは、速やかに事実確認を行い、ハラスメント防止策を講じることを規定しています。

第8条、外部の有識者からの意見聴取。

議長がハラスメントに関する申出や相談に適切に対応するため、必要に応じて外部有識者の意見を聴くことができることを規定しています。

第9条、公表等。

議員によるハラスメントが確認された場合に、議長が議会運営委員会の意見を聴いた上で、氏名の公表など必要な措置を講じ、被害者の保護や再発防止、議会の信頼確保を図ることを規定しています。

第10条です。被害者のプライバシーの保護等です。

ハラスメントの被害者のプライバシーを保護するため、議員に対し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないことを規定しています。また、その義務は、職を退いた後も継続することを規定しています。

第11条、その他です。

条例の定めのない施行上の事項については、議長が別に定めることができる旨を規定しております。

議案書にお戻りください。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、説明といたします。

○議長（大泉 治君） 以上で提出者の説明は終わりました。

これより提出者に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。6番、賛成ですか、反対ですか。賛成。（「賛成です」の声あり）はい。ほかに。それでは、賛成討論を。6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） 6番稲葉でございます。

倫理条例制定のときも賛成討論申し上げましたけれども、今回この条例案を作成した小委員会には、改めてまた敬意を表したいと思っております。

このハラスメント防止条例でございますけれども、倫理条例とともに、我々議員が自らを律し、自由な活動をするための最低条件の条例だということで、それが明文化されたということで、私は大いに賛成したいと思います。

以上です。

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第1号 涌谷町議会ハラスメント防止条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議発第1号 涌谷町議会ハラスメント防止条例は原案のとおり可決されました。



◎令和7年請願第3号の上程、報告、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第17、令和7年請願第3号 中学校体育館への空調設備の設置及び断熱性の確保に関する請願書についてを議題といたします。

教育厚生常任委員会に付託しておりました令和7年請願第3号の審査結果について、教育厚生常任委員会杉浦委員長より報告をお願いいたします。杉浦委員長。

○教育厚生常任委員会委員長（杉浦謙一君） では、報告いたします。

請願審査報告書であります。

本委員会に付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第87条第1項の規定により報告いたします。

1、受理番号、令和7年請願第3号。

2、付託年月日、令和7年9月18日。

3、件名です。中学校体育館への空調設備の設置及び断熱性の確保に関する請願書。

4、審査の結果、採択とすべきもの。

5、請願の趣旨、涌谷中学校体育館において、断熱性を確保する工事と併せて、空調設備を整備していただきたい。

6、調査の内容であります。

昨年10月14日から審査を始めまして、10月7日、11月21日と、今年の2月26日には、涌谷町議会もしかしたら始まって以来の取組ですけれども、連合審査会を開催をしております。

7、委員会意見であります。

連合審査会においては、生徒のための整備に異論はないものの、厳しい財政状況を踏まえれば時期尚早であり、避難所指定は中学校全体であることから、空調設備の整った施設への避難で対応すべきとの意見があった。また、補助制度を活用しても財政負担が生じることから事業の優先順位を考慮すべきとの指摘があり、併せて電

源確保として太陽光発電設備の導入を検討すべきとの意見もありました。

しかし、近年の猛暑が生徒の生命・健康に影響を及ぼす状況にあることから、体育の授業や部活動等を安全に実施するための環境整備は重要であり、また中学校が地域の避難拠点となることを踏まえれば、結果として避難環境の向上にもつながる。併せて、文部科学省の補助制度等を活用し、財政負担の軽減を図りながら整備を進めるべきであると考えます。

財政面や事業の優先順位への配慮は必要であるものの、生徒の安全確保や教育環境の整備は重要な課題であると判断し、上記の結果となりました。

また、実施に当たっては、国の補助制度を十分に活用し、財政状況を踏まえ、計画的かつ段階的に整備されるよう求めるものであります。

8、措置であります。

町長及び教育委員会に対し請願書を送付し、処理の経過及び結果の報告を求めるものであります。

以上で報告いたします。

○議長（大泉 治君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。12番竹中弘光君。

○12番（竹中弘光君） 私も総務として連合審査会のほうには参加させていただきましたけれども、その際には、避難所としての使用があるためという形での連合審査会で行っていただきました。当初、請願として出されたのは、中学校体育館の部活動における子供たちへの負担という形での空調設備を整備するという形で出されたものと理解しておりますけれども、その部活動における活動人数とか、それから使用頻度等、部活動がどのくらいやっているかというような、そういう審査もしたのかどうか、お聞きいたします。

○議長（大泉 治君） 杉浦委員長。

○教育厚生常任委員会委員長（杉浦謙一君） 連合審査会を終わってから教育厚生常任委員会を開催をいたしまして、委員の間での議論とさせていただいたことであります。

ですから、その中での連合審査会が、連合審査会はここにいる議員全員で参加しておりますので、その中の議論でありますので、常任委員会としての総合的な話合いということでしたので、その点では調査というのは連合審査会の中での話でありまして、それ以上のことはありません。

以上であります。

○議長（大泉 治君） ほかに。3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） 3番黒澤です。

私も総務産業建設常任委員会の一員として、連合審査会には参加させていただきました。この件については、町のほうと教育委員会とどのような話合いがあったのか、されたのか。これぐらいの冷房装置でいいよとか、こういう完璧な断熱装置を備えなければならないとか、そういう意見の交換はあったのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 杉浦委員長。

○教育厚生常任委員会委員長（杉浦謙一君） お答えしますが、先ほど言った、答弁したとおりでありまして、連合審査会で、教育総務課と、あと総務課との皆さんが聴き取りした中身の議論というふう、聴き取りというふう

うな段階でしたので、それ以上のことはありません。ですから、皆さんが連合審査会で聴いていただいたあの中身が全てであります。

以上であります。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。請願書の採択に対して賛成なのか、反対なのかの討論となります。討論ございますか。（「反対」の声あり）はい、12番。（「反対」の声あり）はい、3番。ほかに。

それでは、反対討論。12番竹中弘光君。

○12番（竹中弘光君） 12番竹中でございます。反対討論をさせていただきます。

中学校体育館への空調設備の設置及び断熱性の確保に関する請願書の内容は、異常気象下での中学校体育館における部活動は健康面に危険性を伴うことから、空調設備を設置するよう要望されたことが主眼であったため、教育厚生常任委員会への付託となりました。

しかし、紹介議員による説明は、ほぼ避難所として空調設備が必要だということに重点が置かれ、所管課が違うため連合審査会を開催することまでなったが、付託採決は教育厚生常任委員会で行なわれた。

本来であれば、年間を通しての部活使用人数、使用頻度等を調査した上で、多額の費用負担及び維持管理費がかかるため、所管課の施設管理整備計画の優先度などを鑑み判断すべきであったが、避難所としてならば、所管委員会も違って来るし、判断基準も大きく異なってくるのではないのでしょうか。教育厚生常任委員会ではどちらを基準として判断なされたのか、甚だ疑問であります。

避難所は6施設あり、中学校だけとなると、避難住民の不公平感も否めない。請願内容の必要性は十分に理解できるものの、部活動の地域移行、生徒数の激減による部活動の在り方や、小中学校の将来展望等も踏まえ、議員として総合的な責任ある判断が必要だと考えます。よって、今回は採択に反対いたします。

○議長（大泉 治君） 3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） 3番黒澤でございます。

令和7年請願第3号 中学校体育館への空調設備の設置及び断熱性を確保する請願について、反対の立場から討論いたします。

まず、生徒の熱中症対策や災害時の避難所として機能強化が重要であることは、議会としても深く共有するところであります。しかしながら、本請願が求める整備は、多額の初期投資と継続的な維持管理費が伴い、現下の町財政に与える影響は極めて大きいと言わざるを得ません。

次に、公平性の問題です。町内には、中学校体育館以外にも災害時の指定避難所となっている公共施設が7か所存在します。特定の1施設のみを優先的に整備することは、他の避難所を利用する地域住民に対して不公平感を感じさせます。災害対応能力を高めるのであれば、個別の施設整備ではなく、全体を俯瞰した計画的、段階的な整備方針を策定することこそが、行政の責務であります。

さらに、空調設備を導入した場合、電気代や更新費用といったランニングコストが恒常的に発生いたします。短期的な展望に合わせるために長期的な財政負担を固定化することは、将来世代への責任という観点から慎重で

あるべきです。

以上の理由から、本請願は、現時点で採択すべきではなく、むしろ町全体で避難所の底上げや学校現場の熱中症対策を総合的に検討する枠組みを整えることが先決であると考えます。

以上です。

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより令和7年請願第3号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択すべきものであります。

令和7年請願第3号 中学校体育館への空調設備の設置及び断熱性の確保に関する請願書を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（大泉 治君） 賛成少数であります。よって、令和7年請願第3号は不採択とすることに決しました。



◎請願・陳情

○議長（大泉 治君） 日程第18、請願・陳情。

今期定例会において本日まで受理した請願・陳情は、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおりでございます。

令和8年請願第1号 「非核三原則の堅持」を求める請願書は、会議規則第85条第1項の規定により、総務産業建設常任委員会に付託したので報告いたします。また、会議規則第43条第1項の規定により、6月会議までに審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、令和8年請願第1号は6月会議までに審査することに決しました。

次に、東京都新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情は、配付いたしましたのでご了承願います。



◎休会について

○議長（大泉 治君） 以上をもって、今期涌谷町議会定例会3月会議に付された事件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。本会議は、この後、明日3月14日から12月28日までの290日間を休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、明日3月14日から12月28日までの290日間を休会とするこ
とに決しました。



◎散会の宣告

○議長（大泉 治君） 散会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

予算審査特別委員会での長時間にわたる慎重審議、大変ご苦労さまでございました。特に、門田委員長にはス
ムーズな議事進行をしていただき、感謝申し上げます。

当初予算に提案された政策には、若手職員のつくり上げた政策や意見が含まれたものが数多くあると伺いまし
た。非常事態宣言中、もしくはその前からまいた種が本年芽吹き始まったあかしの様な気がして、うれしく
思います。

そして、その種を大切に育ててくれた参与席におられる課長さん方にも、感謝申し上げたいと思いますと同時
に、今議会をもって参与席からご勇退なされる、まずは教育長であります柴 有司氏、そしてまた、町民生活
課長の今野優子さん、福祉課長の鈴木久美子さん、総務管理課の紺野 哲さん、そしてまた、早期退職でござ
いますけれども、会計管理者兼会計課長の久道正恵さん、そしてもう1人、実は参与席ではございませんけれ
ども、本日も屋根裏席におります、今までの職員の中では恐らく一番長く議会事務局に携わっていただいて、
常に的確なアドバイスで多くの場面で助けていただいた今野博行さん、この皆さん方には、長きにわたり涌谷
町の町政発展にご尽力いただきまして、本当にありがとうございます。議会を代表して御礼申し上げたいと
思います。

そしてまた、今後も、健康に留意していただいて、長年培ったノウハウを持って涌谷町発展のためにご指導い
ただければ幸いですと考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 1時42分